



の相談を受け、対応に困っています。どこか相談する所はないですか。

A 厚生労働省の
円卓会議の提言

Q 会社の人事担当を
していきま
ラメント(パワハラ)と
は、「同じ職場で働
く者に対して、職務上
やめさせてほしい」と
の地位や人間関係など



職場のパワハラ、一人で悩まず、まず相談

職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為」とされてい

ます。上司が部下に行うものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間

が背景の場合も含まれます。パワハラは当事者が

気づいていなかったり、業務上の指示との線引きが難しかったり

と、対応に苦慮することがあります。パワハラ自体を取り

締まる法律はありませんが、民法上、会社が使用者責任や労働者を